

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十九の項中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同表六十の項中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同表六十一の項中「二千円」を「二千百円」に改め、同表九十六の項中「八千円」を「八千百円」に改め、同表百九十六の項中「二万六千円」を「二万七千円」に改め、同表四百八の項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改める。

別表第二の二の項中「六千五百円」を「六千六千円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表四の項中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表五の項中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八千円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同表六の項中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千百円」を「七千四百円」に、「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表七の項中「二万七千円」を「二万四千四百円」に、「二万二百円」を「二万九百円」に改め、同表八の項中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同表九の項中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改める。

(奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県流水占用料等に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第三条 奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の表十一の項中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

第八条の表七の項中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表九の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表十五の項中「九千七百円」を「九千八百円」に改める。

（奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正）

第四条 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年十二月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表二十の項中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同表二十一の項及び二十二の項中「一万千円」を「一万二千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。
- （奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前にした知事に対する申請に係る手数料の額については、第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。